

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブータン	教育施設建設計画のための贈与 に関する日本国政府とブータン 王国政府との間の交換公文	教育施設建設計画を実施するために必要な 1. 教育施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,064,000千円 H21.3.31まで	H20.5.30 ニューデ リー(イン ド)で (同日)	日本側 堂道秀明在ブータ ン大使(インドにて兼轄) ブータン側 ダボ・ツェリ ン駐日(在インド)ブー タン大使	H20.6.16 356号
ブータン	ブータン国営放送局機材整備計 画のための贈与に関する日本国 政府とブータン王国政府との間 の交換公文	ブータン国営放送局機材整備計画を実施するために 必要な 1. 機材並びにその調達及び据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の機材及び上記2.の車両の操作指導に必要な 役務の供与	594,000千円 H21.3.31まで	H20.5.30 ニューデ リー(イン ド)で (同日)	日本側 堂道秀明在ブータ ン大使(インドにて兼轄) ブータン側 ダボ・ツェリ ン駐日(在インド)ブー タン大使	H20.6.16 357号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。